

豊岡市補助金等交付要綱（文化財関係を抜粋）

名称	豊岡市文化財保存整備事業等補助金		
交付の目的	国、県又は市の指定文化財又は登録文化財の保存整備の促進を図るため。		
内容及び対象経費	保存整備等の実施に要する経費を補助する。ただし、市長は、国指定の有形文化財修理防災施設等事業又は県指定の有形文化財修理防災施設等事業の補助申請において、国又は県の補助決定を受けることができない場合は、指定有形文化財修理防災施設等事業の補助の対象とし、国指定の有形文化財の防災設備保守点検等の補助申請において、国又は県の補助決定を受けることができない場合は、指定有形文化財消火器整備・自動火災報知器点検事業の補助の対象とすることができ、県登録文化財修理防災施設等事業の補助申請において、県の補助を受けている場合に限り、補助の対象とすることができる。		
対象者	指定文化財所有者又は管理者（団体）		
補助率又は補助金等の額	事業の実施に要する経費のうち、補助対象経費の一部について、予算の範囲内で次の補助基準により補助する。		
	補助対象事業	補助率	備考
	国指定の有形文化財修理防災施設等事業	対象経費から国庫、県費補助額を控除した残額の1/2以内とする。	1,000円未満切捨てる。
	県指定の有形文化財修理防災施設等事業	対象経費から県費補助額を控除した残額の1/2以内とする。	
	指定有形文化財修理防災施設等事業	対象経費の1/2以内で、500,000円を上限とする。	
	指定民俗無形文化財保存継承等事業（用具、衣装等の新調、修理費等）	対象経費の1/2以内で、300,000円を上限とする。ただし、県指定の民俗無形文化財については、500,000円を上限とする。	
	国指定の有形文化財の防災設備保守点検等差し茅、防蟻、雪下し等小修理 国指定名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備、燻蒸、殺虫	指定文化財管理費国庫補助取扱要領（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）の基準により算定された補助対象経費から県費補助額を控除した残額の1/2以内とする。	
	県登録文化財修理防災施設等事業	対象経費の1/6以内で、6,000,000円を上限とする。ただし、重点文化財活用地区は10,000,000円を上限とする。	
指定有形文化財消火器整備・自動火災報知器点検事業	対象経費の1/2以内とする。	100円未満切捨てる。	
交付申請に添付する書類	事業計画書、収支予算書		